

## 消費・安全対策交付金のうち

### 地域における日本型食生活等の普及促進及び 教育ファームの取組の支援（拡充）

【2, 686（2, 314）百万円の内数】

#### 対策のポイント

- 「食事バランスガイド」を活用し、地域の実情を踏まえた食育活動を通じ、「日本型食生活」の実践を推進します。
- 教育ファームの取組支援を通じ、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について国民の理解を深めます。

#### <背景／課題>

- ・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
- ・食べ物の生産や流通の過程が消費者から見えにくくなっている現在、食生活が自然の恩恵や農林漁業者等の努力により支えられていることを伝えることが重要です。

#### 政策目標

- ・「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合（平成22年度目標：30%）
- ・市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合（平成22年度目標：60%）

#### 1. 事業内容

地域の実情に応じた食育活動に対して以下の支援を行います。

##### 【支援の対象となる活動の例】

- ① 食育総合展示会の開催等  
地域における「日本型食生活」等の実践を推進するために開催する、「食事バランスガイド」の普及・活用等をテーマにした食育総合展示（食育都道府県民大会等）や食育活動意見交換会。
- ② 食育推進リーダー育成・活動  
地域における食育ボランティアの活動のコーディネート等を行う食育推進リーダーの育成。  
地域において、ボランティア等を対象として「日本型食生活」等の実践を推進するために、食育推進リーダーが行う講習会、研修会、現地指導等。
- ③ 食育推進協議会の開催  
地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備。地域版「食事バランスガイド」（地場産物、郷土料理の活用）の策定・普及等の取組。
- ④ 教育ファームの取組  
地域における教育ファームの運営、教育ファーム推進計画作成に向けた検討、市町村等協議会の運営。

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、民間団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

## 消費・安全対策交付金

【2,686(2,314)百万円】

### 対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、④地域における食育の取組を進めます。

### <背景/課題>

- ・将来にわたって安全な食料を安定的に供給するため、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理等の取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

### 政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 入出荷の記録・保存を推進することにより食品トレーサビリティを確立
- 家畜・養殖水産物の伝染病や作物病害虫の予防・まん延防止
- 「食事バランスガイド」を参考に食生活をおくっている人の割合向上

### <主な内容>

#### 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及
- (3) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (4) 地域における食育の推進

交付率：定額（1/3以内、1/2以内、9/10以内、10/10）  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

#### (都道府県等の自主性・独創性)

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

#### (緊急時への機動的な対応)

高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止対策、カンキツグリーンング病菌の緊急防除、プラムポックスウイルスの緊急防除等に活用します。

(お問い合わせ先：消費・安全局総務課(03-3591-4830(直)))

# 消費・安全対策交付金

安全で信頼できる食料の安定供給の確保のための対策という  
共通理念に基づき、

↓  
地域が自主性・独創性を発揮しつつ、実態に応じた  
食の安全確保対策などを機動的・総合的に推進

生産者



生産から消費にわたって  
安全で信頼できる食料の安定供給を推進



消費者

## I 農畜水産物の安全性の向上

- ・安全性向上措置の検証・普及
- ・農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・畜産物の安全性の確保
- ・水産物の安全性の確保

## II 食品事故等への対応のための トレーサビリティの普及

- ・食品トレーサビリティの取組の普及

## III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・ まん延防止

- ・家畜衛生の推進
- ・養殖衛生管理体制の整備
- ・病害虫の防除(IPM)の推進
- ・重要病害虫の特別防除等

年度途中の伝染性疾病や重要  
病害虫の発生、有害化学物質等  
による農畜水産物の汚染等へ  
の迅速かつ機動的な対応

## IV 地域における日本型食生活等の 普及促進及び教育ファームの取組 の支援